

## 四国中央市議会の不当な意見書採択に抗議する(委員長談話)

愛媛県四国中央市議会は、3月26日に「三島川之江港の港湾事業法の指定港化に対する意見書」を採択した。港湾運送事業の健全な発展と港湾労働の環境改善に日々努力するものとして、意見書採択に断固として抗議すると共に、引き続き、三島川之江港の指定港化に向けて全力を上げることを表明する。

意見書の基本的な主張は、三島川之江港と四国中央市の発展のみに立脚した論旨に貫かれ、わが街・わが港さえよければ、他の港は関知せずとする、およそ市議会の意見書にふさわしくない暴論に満ちている。

第一に指摘しなければならないのは、港湾運送事業法それ自体への無理解である。港湾運送事業法の目的(第一条)は、「港湾運送秩序の確立」であり、そのことにより「港湾運送事業の健全な発展を図り、もって公共の福祉を増進する」ことである。その目的のために、必要な社会的・経済的規制を設けているのである。ダンピングを防止する届出料金制、安定的な労務供給を担保するための労働者保有基準は、必要不可欠な要件である。意見書には「自由港として……成果」をあげてきたとしているが、これは、事業法のもとでの規範や公正・公平競争という最低限のルールさえ拒否する許しがたい論理である。

第二は、事実誤認が随所に見られ、議会の意見書の体を成していないことである。たとえば、「米国連邦海事委員会からの指摘も受け、法改正を重ねた」とあるが、その事実は確認できない。そうであれば、独立国としての我が国立法機関の権威が疑われるが、市議会として、そう断じる根拠を示すべきである。さらには、「新たな業務ごとに関係団体との事前協議制を求められる」としているが、事業法のどこを見てもこのような規制はない。何を論拠にしているか不明である。

第三に指摘したいのは、四国地区の8つの指定港はじめ、全国93の指定港で事業を営む港湾運送事業者が事業法のもとで社会的責任を全うし、秩序ある事業運営を営んでいる事実を無視し、公正競争のルールから一人抜け駆けする姿勢を露わにしていることである。

自己の繁栄にのみ拘泥し、社会的責任を放棄した中で「業務改善、サービス向上に努めている」との主張がそのことを雄弁に語っている。そのうえで、「同法(港湾運送事業法)は、港湾の競争力低下の一因となっている」と「指摘する声」をあげて正当化している。この声は、三島川之江港と事業者に多大な影響力を持つ地元大荷主の声と容易に推察できる。しかし、私たちには、ダンピング防止など事業法遵守の声は届くが、事業法を競争力低下の一因とする声は聞こえてこない。それは、全国の港湾運送事業者が、国の許可の重みを自覚し、懸命に努力を重ねている証左であり、我が身さえよければ良しとする意見書の論旨は、市民の良識の府たる市議会としての権威を貶めるもので、その見識を疑わざるを得ない。

私たちは、現下の経済体制の下で、各企業や港湾が熾烈な競争を繰り広げていることは十分に承知している。しかし、それは公正・公平なルールの下で行われるべきだと考える。法の下での社会的規制から逃避し、我が国経済全体への貢献という視点も投げ捨て、場合によってはそこに働く労働者をも犠牲にする「競争」は、およそ近代社会の在り方とは無縁と考える。

四国中央市議会が、あらためて本意見書を再検討され、地元大手企業だけに耳を傾けるのではなく、真の意味で地元経済(公共の福祉)に立脚し、四国中央市民、全国の港湾に関係するすべての事業者・労働者に理解される姿勢に立ち戻ることを求めるものである。そのために、私たちは三島川之江港の発展のためにこそ指定港化が必須の要件であることを訴え続け、取り組みを強化することを表明する。

2015年3月27日

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長 糸谷 欽一郎